

## ●採石法施行規則第11条報告は電子メールでの提出をお勧めします

(提出先E-mail:bzl-kyushu-saiseki@meti.go.jp)\* bzl はビー・ゼット・エル

※可能な限り、電子メールでご提出ください。

- ・採石業を行っている方々には、「採石法施行規則」により毎年3月末までに報告書を管轄の経済産業局長 に提出していただいております。
- ・現在、政府では事業者目線に基づき、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべく議論が進められてきており、平成29年3月に行われた規制改革推進会議行政手続部会において取りまとめられました**行政手続簡素化の原則の1つに行政手続の電子化の徹底**が盛り込まれております。
- ・これを受けて、**採石法施行規則第11条報告についても行政手続の簡素化の観点から、電子メールでの** <u>提出を推奨しております。</u>
- ・採石法施行規則第11条報告の様式等をHP上にエクセル形式等で掲載していますので、様式をダウンロードしてエクセル表で事業報告書を作成し、電子メールに添付して提出してください(参考参照)。

## 参考:業務状況報告書 様式等 九州経済産業局HP掲載箇所

<u>九州経済産業局 > 政策紹介 > 鉱業・採石 > 砂利・採石業</u> https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/shigen/jari.html

## ●電子メールでの提出によるメリット

- ・ポストへの投函の手間がかからない
- 切手不要
- ・提出先へ時差無く届く
- ・電子データなので修正が楽

## 【報告書提出先】

九州経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課 採石法担当

E-mail:bzl-kyushu-saiseki@meti.go.jp (〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1)